

池田町創業支援事業補助金のご案内

池田町では、町内産業の振興及び地域活性化を図るため、町内で新たに創業を目指す方に対して、創業に必要な初期経費の一部を補助する制度を創設しました。

■補助対象者

- (1) 創業して町内に事業所を設置しようとする者、または設置した者
- (2) 経営革新等支援機関の推薦を受けた者
- (3) 町内に住所を有する者、または事業完了後に町内に住所を移す者
- (4) 3年以上継続して営業を行う者
- (5) 営業に必要な許可等が取得されている者、または取得が確実である者
- (6) 町税等を滞納していない者
- (7) 風俗営業ではない者

■補助対象経費及び補助率

補助対象の事業の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助要件
創業支援事業	店舗新設・改修に伴う工事請負費及び改修費 ただし、用地取得費、造成費、建築手続費、及び店舗併用住宅の居住部分を除く。	10分の2	20万円	総額が1件20万円以上のものに限り
	創業の手続きの際に必要な登記料、行政書士等に支払う経費、広告宣伝費、備品購入費等	2分の1	30万円	
家賃補助事業	建物及び来客用駐車場の賃借料 ただし、賃借に係る敷金、礼金、保証金及び仲介手数料及び店舗併設住宅の移住部分を除く。	2分の1	月額5万円	補助期間は、1店舗につき最大12月とする。

■必要な書類

「池田町創業支援事業補助金交付申請書」に、以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 創業計画書
- (2) 宣誓書
- (3) 認定支援機関の推薦状
- (4) 事業内容の内訳及び見積書等
- (5) 工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し（店舗新設、改修をする場合に限る）
- (6) 補助対象経費の工事計画が記載された平面図及び立面図（店舗新設、改修をする場合に限る）
- (7) 工事に着手する前の当該工事個所の写真（店舗新設、改修をする場合に限る）

- (8) 家賃に関する賃貸借契約書の写し（該当する場合に限る）
- (9) 池田町商工会加入（予定）証明書
- (10) 町税等の納税証明書
- (11) 個人営業の開業・廃業等届出書（個人事業主に限る）

【その他の注意事項】

1. 補助事業を開始する前（工事着工前）に、申請～交付決定までが完了している必要があります。
2. 制度利用にあたり、不適格な事例があった場合は、補助事業完了後であっても補助金の取消し、返還となります。
3. 上記は制度の概要となりますので、申請をお考えの方は事前に産業振興課商工係までご相談ください。

■問い合わせ先

池田町役場 産業振興課 商工係 電話 0 2 6 1-6 2-3 1 2 7 内線 1 6 8